

TEL 025-765-3112
 FAX 025-765-4625
 ホームページアドレス
<https://www.town.tsunan.niigata.jp>
 メールアドレス
info@town.tsunan.niigata.jp

お知らせ版

津南病院担当医週間表 (4月～) TEL765-3161

月	内科			糖尿病・生活習慣病内科	外科	整形外科	小児科	耳鼻咽喉科	眼科	泌尿器科	内視鏡検査
	第一	第二	第三								
月	林院長	藤川副院長	おおば大庭 (総合診療内科)			半戸	馬場			古田	月岡大庭
火	林院長	佐野副院長	宮城		森田 (心・血管外科)	半戸	櫻井		第1-3:5 大野 第2-4 牧田		
水		藤川副院長	村山	第1 西村 第2-5 佐野副院長		宮崎	つのがい角皆	原山	工藤		
木	沼田 (呼吸器内科)	藤川副院長	木村	佐野副院長		井上	大石			伊藤	松平
金	林院長	村山	松田 (糖尿病生活習慣病内科)		第1-3 小川 第2-4-5 岩瀬	はやま羽山	宮田	飯田	ほんざわ本澤		外科医
土	第1 浅野 第2 林院長	第3 大谷 第4 佐野副院長 第5 休診					第1-2-3-4 交替制 第5 休診				
日曜日	外来診療は休診(急患は日当直医師が対応)										

- ① 診療の受付時間は「午前8時～11時30分」です。
- ② 熱のあるかたや、風邪症状のあるかたは、事前にお電話でご連絡ください。
- ③ 工藤医師の眼科外来は「午前11時」で受付終了となります。
- ④ 眼科の「コンタクト外来」は金曜日に行っています。(受付は午前11時までとなります。)
- ⑤ 予約の変更は、平日の午後、予約日の2日前までにご連絡ください。
- ⑥ 受付時間外で緊急に診察が必要な場合は、来院前にご連絡ください。
- ⑦ 休診等の場合は、広報無線でお知らせします。

津南病院ホームページ: <https://tsunan-hospital.jp/>

4月の納税

- ▶ 介護保険料普通徴収 (第1期)
- ▶ 固定資産税 (第1期)

※納税を口座振替に変更したいかたは、町内の金融機関で手続きをお願いします。
 ※役場で直接納付するかたは、できる限りおつりのいらぬようお願いいたします。

納期限 (口座振替日) 4月22日(月)

令和6年度(令和5年分) 所得・課税証明書の発行日

新年度の所得・課税証明書の発行できる日は、町民税・県民税の納付方法により、下記のとおりとなります。

- 町民税・県民税の納付方法が特別徴収(給与天引き)のかた
5月15日(木)から
 - 普通徴収(自分で納付)のかた
6月14日(金)から
- 発行は税務町民課 2番窓口へ (発行手数料1通300円)

■お問い合わせ
税務町民課 税務班 Tel. 765-3113

休日救急日

4月 7日 14日 21日
28日 29日

5月 3日 4日 5日 6日

休日救急診療センター
(国保川西診療所)

TEL 768-2034

**新緑の春をみんなで満喫！
第37回信濃川河岸段丘
ウォークに参加しませんか**

残雪の山なみ・ブナの新緑・野鳥のさえずり、そのすばらしさを満喫できる第37回を数える信濃川河岸段丘ウォークの参加者を募集します。

■期日

4月29日(祝)

■コース

津南50kmコース、川西25kmコース、津南23kmコース、中里15kmコース、小千谷12kmコース

■参加資格

どなたでも参加できます。
小学生3年生以下のかたは保護者または責任者が同伴してください。

■申込方法

津南町総合センターに設置してある開催要項をご覧ください、「参加申込書」に必要事項を記入し、参加料を添えて提出してください。

また、インターネットや郵便振替でも申し込みをすることができます。詳しくは開催要項をご確認ください。

■お申し込み先・申込期限

津南町総合センター

4月19日(金) 午後5時まで



大会公式ホームページ

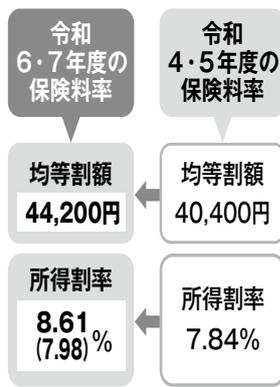
■お問い合わせ
津南町総合センター

TEL 765・5776

**令和6年4月からの
後期高齢者医療制度の保険料率**

後期高齢者医療制度の保険料率については、法律に基づき、2年に一度見直しを行うこととなっています。

今後、被保険者数や医療給付費が増加する見込みであるほか、現役世代の負担増を抑制するための国の制度改正により、令和6年度に保険料率の引き上げを行います。後期高齢者医療制度の持続性を高め、被保険者の皆様に安心して医療を受けていただくため、ご理解をお願いします。



所得が一定額以下の方は、令和6年度のみ7.96%となります

■お問い合わせ

新潟県後期高齢者医療広域連合
業務課 資格保険料係

TEL 025・285・3222

福祉保健課 保険班

TEL 765・3114

**令和6年4月からの
介護保険料について**

介護保険料(65歳以上のかた)は3年に1度改正が行われます。

国は、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間の所得再配分機能を強化するため、標準段階を9段階から13段階へ多段階化して、高所得者の標準料率の引上げ、低所得者の標準料率の引下げ等を図ることとしています。

津南町においても、所得段階の設定

を国と同じ13段階とし、令和6～8年度の年間基準額は84,000円(月額基準額7,000円)となります。具体的な保険料額については、左表をご覧ください。

また、保険料は、前年の所得等により算定しています。そのため、所得が確定するまでは前年の保険料を基準に算定した額で納めていただきます。年間保険料額については、所得額確定後の6月以降に改めてお知らせします。

■お問い合わせ

福祉保健課 保険班

TEL 765・3114

《令和6年から令和8年までの所得段階と保険料》

所得段階	対象者	年間保険料
第1段階	本人が生活保護受給者または老年福祉年金の受給者で、世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	23,940円 (基準額×0.285)
第2段階	世帯全員住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	40,740円 (基準額×0.485)
第3段階	世帯全員住民税非課税かつ本人年金収入120万円超	57,540円 (基準額×0.685)
第4段階	本人住民税非課税かつ本人年金収入80万円以下	75,600円 (基準額×0.9)
第5段階	本人住民税非課税かつ本人年金収入80万円超	84,000円 (基準額)
第6段階	住民税課税者かつ合計所得120万未満	100,800円 (基準額×1.2)
第7段階	住民税課税者かつ合計所得120万以上210万未満	109,200円 (基準額×1.3)
第8段階	住民税課税者かつ合計所得210万以上320万未満	126,000円 (基準額×1.5)
第9段階	住民税課税者かつ合計所得金額320万以上420万未満	142,800円 (基準額×1.7)
第10段階	住民税課税者かつ合計所得金額420万以上520万未満	159,600円 (基準額×1.9)
第11段階	住民税課税者かつ合計所得金額520万以上620万未満	176,400円 (基準額×2.1)
第12段階	住民税課税者かつ合計所得金額620万以上720万未満	193,200円 (基準額×2.3)
第13段階	住民税課税者かつ合計所得金額720万以上	201,600円 (基準額×2.4)

令和5年度津南町住民税均等割のみ課税世帯への給付金

エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、住民税均等割のみ課税世帯に対して、当町では、政府が目安とする1世帯当たり10万円に町独自で2万円上乘せし、1世帯当たり12万円を支給します。

■支給対象世帯

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

基準日(令和5年12月1日)時点で、津南町に住民登録があり、同日時点における住民票上の世帯全員の令和5年度住民税所得割が課税されず、うち少なくとも一人が住民税均等割のみ課税に該当する世帯

※次の世帯は対象外となります。

- ・住民税均等割が課税されているかたの地方税法上の扶養親族等のみで構成される世帯
- ・令和5年度津南町低所得世帯支援給付金(追加給付分)の支給対象となる世帯

・住民税均等割のみ課税される単身世帯のかたが、確認書の返送を行う前に死亡した場合

■手続方法

(1) 確認書が届く世帯

対象となりうる世帯に、令和6年

2月29日付で確認書を発送しています。対象要件に合致することをご確認いただき、必要事項を記入し、確認書を同封の返信用封筒で返送期限までにご返送ください。

(2) 申請書の提出が必要な世帯

令和5年1月2日以降に津南町に転入されたかたがいる世帯のうち、津南町の調査では令和5年度の課税状況が不明で、対象の判定ができなかった世帯については、申請書等の提出が必要です。

対象世帯は、申請書等を申請期限までにご提出ください。

■返送・申請期限 5月31日(金)※必着

■支給日

町が確認書や申請書を受理した日から2〜4週間後を目安に支給します。

■支給額 1世帯あたり12万円

■差押禁止等及び非課税の対象

差押禁止等及び非課税の対象となる給付金の上限額は10万円です。このため、支給に当たっては、差押禁止等及び非課税の対象となる給付金とそれ以外が、預貯金口座の表示において確認できるよう支給する予定です。

■お問い合わせ

福祉保健課 福祉班

TEL 765・3114

令和5年度津南町低所得の子育て世帯への加算給付金

エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、「津南町低所得世帯支援給付金(7万円追加給付)」及び「津南町住民税均等割のみ課税世帯への給付金」の対象世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している低所得の子育て世帯に対して児童一人当たり5万円を支給します。

■支給対象者

・「令和5年度津南町低所得世帯支援給付金(追加給付分)」の支給対象者(基準日(令和5年12月1日)時点における住民票上の世帯全員の令和5年度住民税所得割が非課税である世帯の世帯主)

・「津南町住民税均等割のみ課税世帯への給付金」の支給対象者(基準日時点における住民票上の世帯全員の令和5年度住民税所得割が課税されず、うち少なくとも一人が住民税均等割のみ課税に該当する世帯の世帯主)

■支給対象児童

基準日において支給対象者と同一世帯に在る平成17年4月2日以降に生まれた児童

※基準日以降に生まれた新生児がいる世帯や別居している児童を扶養して

いる世帯等、例外的に申請により対象となる世帯があります。

※施設入所児童は対象とはなりません。

■手続方法

給付金を受け取るためには手続きが必要です。対象となりうる世帯には、令和6年3月11日付でお知らせ通知等を発送しています。対象要件に合致することをご確認いただき、必要事項を記入し、申請書と確認書を同封の返信用封筒で返送期限までにご返送ください。

町からのお知らせ通知を受け取られていない世帯で、支給対象児童を扶養する支給対象世帯はお問い合わせください。

■返送・申請期限 5月31日(金)※必着

■支給日

町が確認書や申請書を受理した日から2〜4週間後を目安に4月以降に支給を開始します。

■支給額 対象児童1人当たり5万円

■その他

・本給付金は原則世帯主に支給します。ただし、同一世帯員に限り受給委任ができますので、この場合は申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付してください。

・本給付金は「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」によ

り差押が禁止されるとともに、非課税扱いとなります。

■お問い合わせ

福祉保健課 福祉班

TEL 765・3114

「町立津南病院経営強化プラン」を策定しました

津南町では、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」により、令和6年3月に「町立津南病院 経営強化プラン（令和6年度～令和9年度）」を策定しましたので公表します。

■閲覧・公表場所

津南町ホームページ

<https://www.town.tsunan.niigata.jp>

津南病院ホームページ

<https://tsunan-hospital.jp>

福祉保健課、津南病院

■お問い合わせ

福祉保健課 健康班

TEL 765・3114

子育て支援住宅 入居者募集

町では、次の通り子育て支援住宅の入居者を募集します。入居を希望されるかたは「応募ください」。

■住所

中津子育て支援住宅

中深見乙9531

■構造 2階建 木造

■募集戸数 1戸

■間取り 2DK

■家賃（敷金2か月分）

1か月 一律2万円

■入居資格

①中学生以下の子供がいる世帯または、母子手帳の交付を受けた世帯。

②現に町内に居住しているか、または津南町に定住を希望し、入居後速やかに子育て支援住宅の住所に移転することができるもの。

③配偶者を得て5年以内であり、合計年齢が70歳以下の子のない世帯

④現に住宅に困っていることが明らかなど。

⑤税金など滞納していないこと。

⑥暴力団員ではないこと。

■申込方法

「子育て支援住宅入居申込書」（建設課土木班に用意）を提出し、その場で担当職員と面談。

■申込期間 4月5日（金）～

■入居可能日 5月中旬以降

※入居日については面談時に相談してください。

■選考方法

選考委員の意見を聞いて、町長が

入居者を決定します。

■お問い合わせ

建設課 土木班

TEL 765・3116

町営住宅入居者募集

町では、次のとおり町営住宅の入居者を募集します。入居を希望されるかたは「応募ください」。

■美雪町 3戸

■構造

平成21年建設 木造2階建

■面積及び間取り

79㎡/2間（洋室1・和室1）／

DK/トイレ/浴室

■家賃 所得に応じて設定

■敷金 1か月分

■入居資格

①原則として同居親族があること。

②世帯全員の所得が1か月15万8千円以下であること。

③現に住宅に困っている（住む所に困っている）ことが明らかなど。

④税金等の滞納がないこと。

⑤暴力団員でないこと。

■申込方法

「町営住宅入居申込書」（建設課土木班に用意）を提出し、その場で

担当職員と面談。

■申込期間 4月5日（金）～

■入居可能日

5月中旬以降

※入居日については面談時に相談してください。

■選考方法

選考委員の意見を聞いて、町長が入居者を決定します。

■お問い合わせ

建設課 土木班

TEL 765・3116

医学生等修学資金のご案内

町では、医師、看護師、准看護師を目指すかたを対象に修学資金の貸与を行っています。

■対象者

次のいずれかに該当する者であつて、将来町立病院で、医師、看護師または准看護師として勤務しようとする者。ただし、この修学資金の貸与は、町立津南病院への就職を保証するものではありません。

- ・大学の医学部の学生であつて、進学課程及び専門課程に在学する者
- ・大学院の学生であつて、医学を専攻する者

・文部科学大臣若しくは厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した大学、学校又は養成所に修学する者

■修学資金の貸与期間及び額

・医師：貸与を決定した月から学校卒業月まで月額10万円

・看護師、准看護師：貸与を決定した月から学校の卒業月まで月額7万円

■返還について

次のいずれかに該当する場合は修学資金の返還の債務が免除されます。

▽医師

卒業後、2年以内に医師となり、医師法の規定による臨床研修を行った後、6年以内に町立病院の職員となり、その在職期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき

▽看護師・准看護師

学校等を卒業したのち、1年以内に資格を取得し、その後資格取得のための正規の修学年数と同一の年数を経過するまでの間に町立病院の職員となり、その在職期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間又は5年のうちいずれか長い期間に達したとき

■その他

詳しくは福祉保健課健康班までお問い合わせください。

■お問い合わせ

福祉保健課 健康班

TEL 765・3114

新潟県防災ナビを
活用しましょう

県と市町村では、スマートフォン用アプリ「新潟県防災ナビ」を運用しています。

このアプリでは、お住まいの地域の洪水や土砂災害、津波などのハザードマップを普段から手軽に確認でき、市町村からの避難指示や気象台からの大雨警報などの情報をプッシュ通知でいち早く入手することができます。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、県内に津波警報が発表されました。いつ発生するか分からない災害への日ごろの備えとして、まずは「新潟県防災ナビ」でハザードマップを確認しましょう。次のQRコードからダウンロード可能です。

■お問い合わせ

新潟県防災局危機対策課災害対策係
TEL 025・282・1638



android用
QRコード



iPhone用
QRコード

津南町暮らし体験ツアー
参加集落・地域団体募集

集落行事やイベントに参加してもらい
津南町の暮らしの魅力を一
緒に伝えませんか？

■「暮らし体験ツアー」とは？

津南町の暮らしを多くのかたに知ってもらうために、集落行事や祭りなどをきっかけに地域と一緒に楽しむながら津南町の日常を体験するためのツアー企画です。

■企画の目的

- ・津南町へのリピーター獲得
- ・移住検討者に向けた来訪機会の提供
- ・地域外からの人材で人手不足解消
- ・関係人口との交流

■企画について

町外からの関係人口受け入れが初めての地域でもツアーに取り組めるように集落行事やイベントの決定から、インターネットを使った企画PR、また当日のお手伝いなど移住コーディネーターが皆様と相談しながら一緒に企画を進めて参ります。

■令和6年度の募集について

・受け入れ集落および地域団体数
団体3

・企画時期 8月19日以降の集落行事またはイベント

・募集締め切り 5月末

※企画初年度のため、募集団体数・開催時期を限らせていただきます。

■詳しい説明を必要な場合は町ホームページをご覧いただくか、移住コーディネーターが説明に伺いますので、観光地域づくり課までお問い合わせください。

皆様のご応募お待ちしております。
■お申し込み先・お問い合わせ
観光地域づくり課

TEL 765・5454



津南町田舎暮らし
ホームページQRコード

令和6年度 津南町高校生等通学費補助事業



高校生等の通学費を補助します。

<<高校生等通学費補助とは >>

就学期の子どもをかかえる世帯の経済的負担の軽減を図るため、公共交通機関の通学定期券を購入して高等学校等に通学する生徒の保護者に対し、通学費（特急料金除く）の一部を補助する制度です。

補助対象者	次の全てを満たす保護者を対象とします。 ①津南町に住所を有すること。 ②公共交通機関の通学定期券を利用して高等学校等へ通学している生徒がいること。
期 間	令和6年4月 から 令和7年3月まで
補助金の額	1か月あたりの通学定期代のうち、10,000円を超えた金額。自己負担額が月10,000円以下となっている場合は補助対象となりません。
申請に必要な書類	①高校生等通学費補助金交付申請書兼請求書 ホームページからダウンロードするか教育委員会窓口に用意してあります。 ②通学定期券の写し（補助金の対象は、提出いただいた分となります。） ③在学証明書または生徒手帳の写し
申請期間	令和7年2月1日から2月28日まで
注意事項	補助金の申請には通学定期券の写しが必要です。 通学定期券を更新する際、古い通学定期券は回収されますので、補助期間中の通学定期券をすべてコピーし、申請期間まで保管をお願いします。

【お申し込み先・お問い合わせ】

津南町教育委員会 子育て教育班

〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地

TEL 025-765-3118

広報無線を「聞き直し」 できるようになりました



直前に配信された無線音声が、
電話で聞き直しできるようになりました。

■聞き直し電話番号

TEL 025-755-8026

※通話料はお客様にご負担いただきます。

ご了承ください。

※同時に聞き直しができるのは2回線までです。

電話が繋がらない場合はしばらく時間を空けて
ご利用ください。

■お問い合わせ 総務課総務班 TEL 765-3112



防災メールを 登録しましょう!

津南町に関する防災・気象情報のほか、防犯・
火災・生活情報などをメールで配信します。

■登録方法

QRコードを読み込むか下記のメール
アドレスへ空メールを送信。

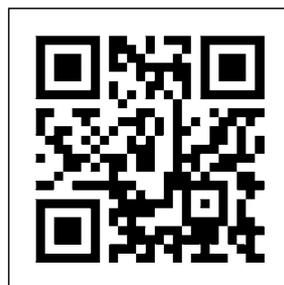
※迷惑メール設定の指定受信アドレス
info-tsunan@info.cous.jp

[登録用メールアドレス]

tsunan@cousmail-entry.cous.jp

■メール配信者表記について

3月30日(土)以降、防災メールの
配信者表記が「おしらせ つなん」となります。



QRコード

わが家の生活カレンダー

▼4月		26																																																				
10 (水)	■法律相談(要予約) 役場 午後1:30~4:00 ■津南町「あいさつの日」	(金)																																																				
11 (木)	■ことばのキャッチボール 文化センター 午後3:00~4:30	27 (土)	■春季企画展「雪国の炉を囲むすまいの考古学」(~5/26まで) なじよもん																																																			
12 (金)		28 (日)																																																				
13 (土)	■令和6年度津南町スポーツ少年団入団式 総合センター 午前9:30~	29 (月)																																																				
14 (日)		30 (火)	■公民館・図書館 休館日																																																			
▼5月																																																						
15 (月)		1 (水)																																																				
16 (火)	■公民館フィットネス(ヨガ) 文化センター3階和室 午後2:00~3:00 ■乳児健康診査 保健センター 個別通知に記載 ◎R5.11.9~ R6.1.16生、R5.5.9~R5.7.16生	2 (木)																																																				
17 (水)		3 (金)	■津南町二十歳のつどい ニュー・グリーンピア津南 6階 オ ロラの間 午後2:00~5:00(予定)																																																			
18 (木)	■年金相談(要予約) 役場 午前10:00~12:00、午後1:00~ 4:00 ■ことばのキャッチボール 文化センター 午後3:00~4:30	4 (土)																																																				
19 (金)	■津南町「育の日」	5 (日)																																																				
20 (土)		6 (月)																																																				
21 (日)	■春のクリーン行動 町内 午前6:00~ ■公民館フィットネス(ヨガ) 文化センター3階和室 午前 10:00~11:00	7 (火)	■公民館フィットネス(ヨガ) 文化センター3階和室 午後 2:00~3:00																																																			
22 (月)		8 (水)	■行政相談 役場 午前9:00~12:00 ■法律相談(要予約) 役場 午後1:30~4:00																																																			
23 (火)	■長生学園開園式60周年 文化センターホール 午前10:00~ 12:00 ■公民館フィットネス(ヨガ) 文化センター3階和室 午後 2:00~3:00	9 (木)	■ことばのキャッチボール 文化センター 午後3:00~4:30																																																			
24 (水)		10 (金)	■津南町「あいさつの日」 ■救命入門コース(定員20名) 十日町地域消防本部 午後6:30~7:15 ◎心肺蘇生法・AEDの取扱い																																																			
25 (木)	■ことばのキャッチボール 文化センター 午後3:00~4:30	津南町交通事故発生状況(令和6年1月1日~3月20日現在) ※物損事故は含まない。																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">発生件数</th> <th colspan="4">負傷者数</th> <th colspan="4">死者数</th> </tr> <tr> <th>本年</th> <th>前年</th> <th>増減数</th> <th>増減率</th> <th>本年</th> <th>前年</th> <th>増減数</th> <th>増減率</th> <th>本年</th> <th>前年</th> <th>増減数</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内</td> <td>580</td> <td>631</td> <td>-51</td> <td>-8%</td> <td>646</td> <td>712</td> <td>-66</td> <td>-9%</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>津南町</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>100%</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0%</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>			発生件数				負傷者数				死者数				本年	前年	増減数	増減率	本年	前年	増減数	増減率	本年	前年	増減数	増減率	県内	580	631	-51	-8%	646	712	-66	-9%	12	12	0	0%	津南町	2	1	1	100%	1	1	0	0%	1	0	1	100%
	発生件数				負傷者数				死者数																																													
	本年	前年	増減数	増減率	本年	前年	増減数	増減率	本年	前年	増減数	増減率																																										
県内	580	631	-51	-8%	646	712	-66	-9%	12	12	0	0%																																										
津南町	2	1	1	100%	1	1	0	0%	1	0	1	100%																																										

●利用のために…
 ■このマークは行事等の名称です。
 ◎会場、◎時間、◎内容、◎対象者をあらわします。
 ●日程時間等に変更がある場合もありますので、広報無線をよくお聞きください。

■高齢者健康相談は毎週火曜と金曜 午前 10:00 ~ 11:30 まで、そだき苑で行っています。
 ■心配ごと相談は第3木曜 午後 1:00 ~ 4:00 まで、社会福祉協議会で行っています。